

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名

論 文 題 目

企業倫理の問題に内在する倫理ジレンマのあり様の考察
—製造会社における事例研究を通して—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 金井篤子
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 野口裕之
名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 五十嵐祐

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本研究は、近年社会問題として注目されている企業倫理の問題による事件、事故について、企業内部の従業員の行為や心理に着目し、実際に企業内で起こった事件、事故の当事者に対して詳細なインタビューを実施することにより、事件や事故に至るまでの諸問題を明確化するとともに、その背景に従業員の「倫理ジレンマ」が生じていることを見出し、そのあり様を論じたものである。

近年、企業の倫理が問われるような問題が後を絶たない。2000年に発生した三菱自動車のリコール隠し事件、同じく2000年に発生した雪印乳業の集団食中毒事件、2005年に発生したカネボウの不正会計事件、2006年に発生したパロマの湯沸かし器一酸化炭素中毒事件など、大手企業による倫理の問題が数多く見られる。直近でも、東芝の不正会計事件、旭化成のくい打ち不正事件など、残念ながら枚挙にいとまがない。日本経営倫理学会が2008年に実施した「第5回・日本における企業倫理制度化に関する定期実態調査」によれば、「企業倫理の確立は不可欠である」と回答した企業は約9割にも上り、企業が積極的に企業倫理の確立を考えていることが分かる（中野・山田・福永・村野、2009）。しかしながら、依然として企業倫理の問題が後を絶たないことは、企業倫理の確立の難しさを示していると考えられる。

本研究では、この点について、倫理ジレンマの視点から明らかにしようとするものである。倫理ジレンマとは、ある側面から見ればこれが正しく、またある側面から見ればあれが正しいというように、正しい行為がひとつとは限らず、どの倫理を選択すべきか従業員がジレンマ（以後、「倫理ジレンマ」と呼ぶ）に陥ることである。企業倫理の問題は、必ずしも意図的もしくは積極的に行われるものばかりではなく、倫理ジレンマに陥り優先すべき倫理の誤った選択によって生ずる可能性が考えられ、これにどう対策を講ずるかが重要であるという主張である。

本研究の目的は①従業員による企業倫理の認識を探索的に明らかにし、企業活動における倫理をカテゴリー化する（以後、倫理カテゴリーと呼ぶ）こと、および②倫理カテゴリーの視点から、実際に発生した事件や事故の事例を分析し、倫理ジレンマのあり様を明らかにすることの2つであった。本研究は、5章から構成されている。各章の概要は以下の通りである。

第1章では、本研究の問題と目的を論じている。まず、各企業による企業倫理の取組状況、現在の企業倫理の課題を整理し、本研究に取り組む意義を論じた。企業倫理には未だ統一した定義が存在しない（Nakano、1997：Taka、1997）ため、先行研究を踏まえつつ、企業倫理の前提となる倫理、道徳、価値を検討し、本研究では、企業倫理とは従業員の有する倫理と企業の価値との相互関係によって成り立つとし、企業活動において従業員が倫理的行為を実践するためには、企業の価値の認識が必要であり、これに基づき行為するところに企業倫理の実現があるとした。また、本研究の鍵概念である倫理ジレンマについては、正しい行為がひとつとは限らない倫理の特性を踏まえ、二者択一の状況下で、何れの倫理を選択したとしても何らかの問題が生ずる恐れが

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

あり、従業員が選択を躊躇する事態を指すとした。

第 2 章では、従業員による企業倫理の認識を探索的に明らかにしている。一製造会社（以後、X社と記述する）に所属するものの、X社の方針により、それぞれの文化的価値が保持されている米国拠点、ヨーロッパ拠点、日本拠点を取り上げ、面接調査を実施した。面接対象者の内訳は、米国 109 名、ヨーロッパ 52 名、日本 90 名であった。面接は 2005 年 9 月から 2011 年 3 月にかけて実施し、録音した面接内容を逐語化し、KJ 法（川喜田、1967）を用いて分析した。分析の結果、アメリカでは 12 の倫理カテゴリー、ヨーロッパでは 14 の倫理カテゴリー、日本では 12 の倫理カテゴリーが見出され、それらを整理したところ、18 の倫理カテゴリーに整理された。たとえば、「他者を大切にす／他者を尊重する」、「他者に迷惑をかけない／他者に配慮する」、「首尾一貫した行動をとる」、「定められた理念、方針、規則、法律、約束を守る」、「組織の暗黙のルールや規範にしたがう」などである。18 の倫理カテゴリーは、さらに「人間としての倫理」、「企業人としての倫理」、「集団の一員としての倫理」の 3 つの大カテゴリーに分類された。

各地域の特徴を概観すると、アメリカでは、他者との関係性に意識が向いている回答が多く見られ、他者とのトラブルを回避することが一種の倫理であること、ヨーロッパでは、定められた規則や法律の順守と雇用契約を関連付けて回答されること、日本では「他者に迷惑をかけない／他者に配慮する」、「組織の暗黙のルールにしたがう」という回答があったことなどを見出した。一方「首尾一貫した行動をとる」は日本にのみ見られなかった。また、「個人単位では倫理的に行動するが、その集合体である組織単位になると間違った行動をする」、「心のどこかでそうしてはいけないと分かっているが、周囲に流されてしまう」と語られたことから、二者択一の倫理ジレンマに陥った際、組織から強く影響を受け、自分の意思に反し組織内で正しいと認識される倫理を選ばざるを得ない心理状態に陥る日本特有の倫理ジレンマの存在が明らかとなった。

第 3 章では、X社日本拠点で発生したデータ改ざんの事件について、事件に関与した管理者及び従業員等に面接調査を行い、倫理ジレンマのあり様を検討している。データ改ざん事件は、電子機器に用いる基板を製造していたX社の一組織（以後、基板製造グループと呼ぶ）で発生した。当該製造工程は、試作段階から技術的に未熟な状態にあり、かつ量産段階で想定外の受注増に見舞われ、良品の確保が困難であった。そのため、検査データを改ざんし、不良品を良品として出荷していた。

面接対象者は、基板製造グループに所属する管理者、従業員及び協力会社社員の合計 20 名であった。面接は 2008 年 10 月から 2009 年 7 月にかけて実施し、録音した面接内容を逐語化し、KJ 法（川喜田、1967）を用いて分析した。分析の結果、本事件はデータ改ざんに焦点が当たっているが、それ以前に良品が確保できないアクシデントが発生していたことが明らかとなった。このアクシデントにより、納入先との間で取り決められた研磨条件を守れば出荷の納期及び枚数が守れず、反対に出荷の納期及び枚数を守れば納入先との間で取り決められた研磨条件が守れない事態が発生した。この「研磨条件を守る」と「出荷の納期及び枚数を守る」の両者を先の倫理

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

カテゴリーに当てはめると、ともに「定められた理念、方針、規則、法律、約束を守る」に該当し、二者択一の状況下で倫理ジレンマに陥り、そこで出荷の納期及び枚数を優先したために、非倫理的行為が発生したというものである。一方、優先すべき倫理の選択を誤った原因に目を向けると、納期を重視する組織の暗黙のルールから影響を受けていたことが明らかとなった。これは倫理カテゴリーのうち、日本特有の「組織の暗黙のルールにしたがう」に該当する。倫理ジレンマに陥った際、組織から強く影響を受ける日本特有の倫理ジレンマのあり様が見いだされた。

第4章では、同じくX社日本拠点で発生した労働災害について、当事者である管理者及び従業員等に面接調査を行い、倫理ジレンマのあり様を検討している。本労働災害は、ガラス管を生産する工程で、休日出勤時に発生した。災害当日は生産設備のメンテナンスが実施され、その後生産が開始されたが、作業員が設備のライン上で生産を妨げているガラス管を発見し、除去作業を行った際に発生した。作業標準では設備を停止し、ライン上のガラス管を取り除くところ、設備を停止させずに対応し、ガラス管が左手首に突き刺さり被災した。左正中神経の損傷及び左長母指屈筋腱断裂であった。

面接対象者は、当該生産設備に関与する管理者、従業員の合計8名であった。面接は2009年7月から2009年8月にかけて実施し、面接結果は、録音した面接内容を逐語化し、KJ法（川喜田、1967）を用いて分析した。本労働災害は、作業標準を遵守しない違反行為が直接原因であったが、作業員、設備担当者、管理者など、日常的に安全重視の行為と生産重視の行為の二者択一の倫理ジレンマに陥っていることが明らかとなり、生産重視の行為を選択する傾向にあった。なお、これらは両者ともに「定められた理念、方針、規則、法律、約束を守る」に該当する。「安全第一とは言うものの、生産重視であるのがうちの会社ですから」、「本当に安全を確保するために生産性が低下しても良いと考えられているのか」と回答され、安全第一の方針が掲げられながらも、それに不信感を抱き、生産重視の行動を採る実態が浮き彫りとなった。個人としては安全重視の行為を選択する方が正しいと判断しながらも、組織から強く影響を受け、生産重視を選択する日本特有の倫理ジレンマが確認された。

第5章では、本研究の知見を総合的に論じ、対策の方向性を検討している。本研究では、企業倫理の問題を考察するにあたり、倫理ジレンマの視点から議論を進めた。非倫理的行為は、意図的もしくは積極的に行われるものばかりではなく、倫理ジレンマに陥り倫理の誤った選択によって発生する可能性を指摘し、日本の製造企業において発生した2件の事例の検討から実態を明らかにした。事例研究1では良品が製造できないアクシデントにより倫理ジレンマが発生したことが浮き彫りになり、事例研究2では日常的に組織のあらゆる階層で「安全重視の行為」と「生産重視の行為」の倫理ジレンマが生じていたことが浮き彫りとなった。なお、二者択一において何れの倫理を選択すべきか従業員が躊躇する倫理ジレンマは、日本のみならずアメリカ、ヨーロッパでも起こり得るが、本研究では、組織と個人の関係から生ずる日本特有の倫理ジレンマのあり様が見出され、自分の意思に反し組織内で正しいと認識されている倫理を

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

選ばざるを得ない心理状態に陥ることが明らかとなった。企業が取り組むべき対策として、従業員が倫理ジレンマに陥った際の正しい判断のサポートが重要であるが、とりわけ日本では組織の影響を考慮に入れた対応が必要となることが論じられた。

本論文に対して、審査委員からは次のような指摘がなされた。①本研究では日本、米国、ヨーロッパの3拠点で比較検討しているが、それぞれの企業倫理の背景を論ずるに当たり、労働組合のあり方、産業構造の変化、株主の位置づけなどの要因も視野に入れるべきであった。②本研究では X 社というグローバル企業が取り上げられているが、グローバル企業といってもその成り立ちは多様であり、X 社がどのような成り立ちのグローバル企業であるかについて明確に記述すべきであった。③米国、ヨーロッパとの比較において日本の倫理的ジレンマのあり方が論じられたが、日本の特徴を個と組織の位置関係の違いの視点から明確化すべきであった。④倫理的ジレンマをどのようにしていくことが必要なのかという視点から今後の課題を論じ、社会や企業に向けた提言があるとよい。⑤今後アジア圏の国々の倫理観との比較検討が必要ではないか。⑥日本においては組織に縛られない自立した発想のできる従業員を育成することが必要であり、そのような研修プログラムの提案が重要ではないか。⑦そういった多様性を担保する組織のあり方が提案される必要があるのではないか。

博士学位申請者はこのような審査委員から指摘された研究の問題点や今後の課題について良く認識しており、今後の研究によって補うことが十分可能であると判断した。これらの問題点があることを踏まえても、本論文が近年注目される企業倫理の問題について、①インタビュー内容の詳細な検討から、倫理ジレンマという概念を提出し、この倫理ジレンマのあり様を明確化したこと、②従来の企業倫理の研究が経営側からのアプローチであることに対し、企業内部の従業員の行為や心理の視点から企業倫理の問題にアプローチしていること、③従来公表されることが稀である企業が引き起こす事件や事故を事例研究として扱っていること、④倫理ジレンマの視点から具体的な対策を提言していること、はこの研究分野の発展に寄与しているとみなすことができる。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査結果を「可」と判定した。